

受付印

京丹波町長様  
 年 月 日提出  
 京丹波町長様  
 年 月 日提出  
 市町村民税・府民税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

給 与 所 得 者	フリガナ	京丹波町長様										担 当 者	係 氏名	特別徴収 指定番号		
	氏名	京丹波町長様												年度	宛名番号	
所 得 者	生年月日	大・昭・平 年 月 日生										異動年月日	異動の事由	特別徴収 指定番号		
	個人番号													年度	宛名番号	
住 所	1月1日 現在											異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額	円
	異動後														異動の事由	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)
給 与 所 得 者		フリガナ	新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額						

◎給与と所得者が新しい給与支払者（特別徴収義務者）による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目に必ず記載してください。

新しい給与支払者(特別徴収義務者)	所在地 〒	特別徴収指定番号	左記勤務先へは月割額 円を
名称		電話	月分 から徴収するよう連絡済です。

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一 括 徴 収 理 由	一括徴収する場合		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備 考
	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。	本人の印	月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)
一 括 徴 収 理 由	一括徴収しない場合		月 日	円		左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)
	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 2. 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。) 3. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 4. 死亡による退職のため。					
特別徴収処理欄	年度	月分以降の月割額は	1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収へ切替 3. 一括徴収 4. その他	点 検		
	年度	月分以降の月割額は	1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収へ切替 3. 一括徴収 4. その他	点 検		

- 異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市町村へ提出してください。
- 退職者については、この異動届出書のほかに、翌年の1月31日までに給与支払報告書の提出が必要です。
- 「一括徴収」する場合は、理由欄を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載するとともに1の場合は給与所得者の印を押印してください。一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。

**退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。**